

学校法人藤学園が設置する幼稚園のハラスメント防止等に関する規程

制 定—2020（令和 2）年 04 月 01 日施行

（目的）

第1条 この規程は、学校法人藤学園の設置する幼稚園（以下、幼稚園という。）において、ハラスメントの防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について、必要な事項を定めることにより、幼稚園のすべての園児及び職員（以下、職員等という。）に対し、公正、安全で快適な環境の下に、学習、教育及び就業の機会と権利を保障することを目的とする。

（定義及び遵守事項）

第2条 この規程におけるハラスメントとは、次に掲げる行為をいい、職員は、次の事項を遵守しなければならない。

（1）セクシュアル・ハラスメント

ア 相手方職員の意に反する性的な言動により、相手方職員に不快感その他の不利益を与え、学習、教育又は職場環境を悪化させることをいい、職員は、当該相手方職員に対しその労働条件に不利益を与え、又は当該職員の就業環境を害してはならない。

イ 職員は、前号の性的言動又は類似する形態の行為により、他の職員の有する具体的職務遂行能力の発揮を阻害し、又はその恐れを発生させてはならない。

（2）パワーハラスメント

ア 職場における優位性を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させることをいい、職員は、行為の内容の如何を問わず、他の職員に対し、いじめ・嫌がらせ等を行ってはならない。

イ 職員は、教育、指導の目的であっても、他の職員に対し、暴行、脅迫または個人の名誉を棄損する等の言動を行ってはならない。

（3）妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

ア 職員の妊娠・出産・育児休業・介護休業等の取得等を理由として、上司・同僚等から否定的な言動により職場環境を悪化させることをいい、職員は、他の職員の妊娠・出産・育児休業・介護休業に関する制度や措置の利用等に関し、不利益な取り扱いを示唆する又は不快にさせる言動をしてはならない。

イ 職員は、他の職員が妊娠・出産したことによる嫌がらせをしてはならない。

（受付・相談窓口等）

第3条 幼稚園は、ハラスメントに対する苦情の受け窓口を法人事務局内に設置するとともに、相談又は苦情を申し出た職員のプライバシーに十分配慮すること。

（1）幼稚園及び法人事務局は、相談を受けた場合、必要に応じて関係者から事情を聞くなどして事実関係を確認し、事案に応じた適切な対応を行うとともに、相談者及び事実確認に協力した職員に不利益な取扱いは行わないこと。

（2）ハラスメントにあたる行為を行った職員は、就業規則に定める懲戒処分の対象とする。

(再発防止の義務)

第4条 幼稚園は、ハラスメントの事案が生じた時は、ハラスメント防止に関しての周知の再徹底および研修の実施等、適切な再発防止策を講じなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。